

分け方・出し方ワンポイント!!



ワンポイント

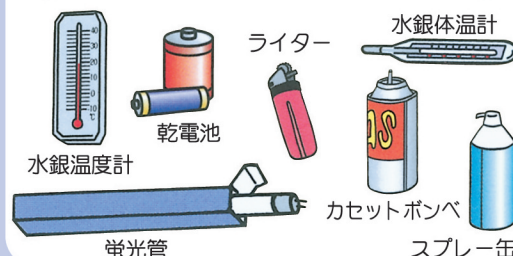
危険物の表示を「有害危険物」に変更します

スプレー缶・カセットボンベ・蛍光管・水銀体温計・水銀温度計・乾電池・ライターの7品目は、これまで「危険物」と表示していましたが、4月からは「有害危険物」に表示を変更します。



われもの等の「燃やさないごみ」とは違いますのでご注意ください。詳しくは、市政だより3月号と一緒に各世帯に配布する「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

「有害危険物」は7品目のみ!



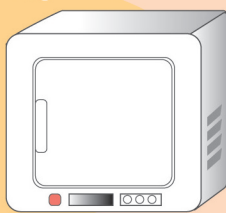
ワンポイント

家電リサイクル品に「液晶式及びプラズマ式テレビ」と「衣類乾燥機」が追加されます

家電リサイクル品



液晶式及びプラズマ式テレビ



衣類乾燥機

再確認!

平成21年4月から、エアコン、ブラウン管式テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機に加え、**液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機**が家電リサイクル法の対象機器となります。

これらの機器は、市では収集処理ができませんので、廃棄するときはごみ収集運搬許可業者に収集を依頼するか、引取場所へご自分で持ち込んでください。

なお、金額等は、市のホームページ等でお知らせしていきます。

ワンポイント

枝葉・草の出し方について

家庭菜園で作った野菜などの茎や葉は、「枝葉・草」では収集しません。たい肥化容器などで自然に還元いただくか、ごみに出す場合は「燃やすごみ」の指定袋を出すように、お願いします。

野菜は燃やさないごみ



※枝葉・草の収集は、1月・2月はお休みします。

ワンポイント

ペットボトルのキャップとラベルについて

ペットボトルを出すときは、中を水で洗い、ラベルとキャップをはずしてください。ラベルとキャップは「プラスチック容器包装材」に出してください。びん・缶・ペットボトルはまとめて透明または半透明の袋に入れて出してください。



キャップとラベルははずして



正しく出していますか!? 事業系ごみ

事業系のごみ(会社や商店などの事業所から出るごみ)は、事業所自らの責任で適正に処理することが、法律で定められています。

基本的には収集運搬業許可業者等へ収集や処理を依頼することになりますが、家庭ごみと同様のもので少量であれば、「事業所用指定ごみ袋」(燃やすごみ: だいたい色、燃やさないごみ: 緑色)に入れ、町内のごみステーションに出すことができます。

ただし、**あらかじめステーション管理者(町内会長など)の承諾を得たうえで、1回に出せるのは2袋までです。**また、新聞、雑誌・チラシ、段ボール、枝葉・草は出せません。

